

2018年1月18日

各位

全国海運組合連合会

## 平成30年度六級海技士〈機関〉〈航海〉

### 前期訓練生募集のご案内

今般、一般財団法人尾道海技学院より、六級海技士〈機関〉〈航海〉前期訓練生について募集の案内が参りましたので、別紙の通りご案内致します。

機関士や機関長となる為に、社会人をはじめ高等学校を卒業した方や同等の能力を有する18歳以上を対象としたコースです。

授業は座学と工学・社船実習（民間の商船）を効果的に組み合わせ、海運業界が求める専門技術や即戦力化に対応した「民間完結型の六級海技士（機関）養成制度」を導入しています。尚、詳細につきましては以下へ直接お問い合わせください。

一般財団法人 尾道海技学院

電話 0848-37-8111 ホームページ <http://www.marine-techno.or.jp>



以上

就職 転職

を目指す社会人対象

# 募集

平成30年度

## 前期訓練生

六級海技士〔航海科〕

六級海技士〔機関科〕



海を仕事にしませんか？海運業界では、皆さんのヤル気を待っています。

### 内燃六級海技士(機関)養成短期養成科

	前期訓練生(4月開講)	後期訓練生(10月開講)
定員	24名	24名 詳細は未定
募集期間(出願期間)	1月10日～2月26日必着	
選考日時	3月5日(月) 10時	
訓練実施期間	4月3日～9月3日(予定)	

### 六級海技士(航海)養成短期養成科

	前期訓練生(7月開講)	後期訓練生(10月開講)
定員	24名	15名 詳細は未定
募集期間(出願期間)	4月18日～6月6日必着	
選考日時	6月11日(月) 10時	
訓練実施期間	7月13日～12月7日(予定)	

※定員に満たない場合は中止されることがあります。

入校資格	講習開始日までに18歳に達し、選考試験に合格した方
選考試験場所	一般財団法人尾道海技学院(尾道海技大学校)
選考試験内容	■面接 ■筆記試験 ■その他(身体適性・書類審査)
訓練目標及び訓練で取得できる資格	この養成科では、全く乗船経験がない方(通常では2年以上の乗船履歴が必要)でも、短期間(約10.5ヵ月)で、職業船員の登竜門である「六級海技士(航海)」又は、「六級海技士(機関)」の資格が取得でき、船長や機関長への道が開けます。
受講のために必要な費用	裏面参照

※離職後雇用保険受給資格のある者は、船員の「公共職業訓練等」の制度が利用できる。公共職業訓練等の指示を受けることにより、受講中に失業保険や技能手当等受給可能。

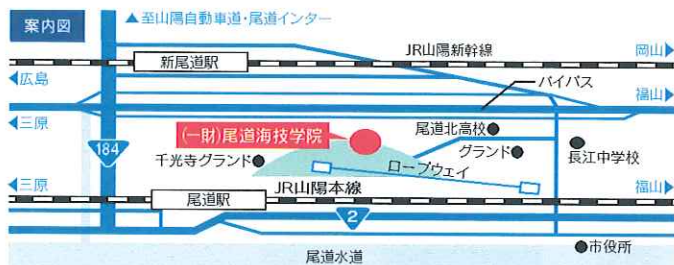
一般財団法人 尾道海技学院  
尾道海技大学校

広島県尾道市栗原東二丁目18-43

TEL.0848-37-8111 FAX.0848-37-8110

訓練実施施設までの交通手段

・山陽新幹線新尾道駅よりタクシーで7分  
・山陽本線尾道駅よりタクシーで10分





# 平成30年度前期訓練生募集 就職・転職を目指す社会人対象

## ① 特徴、セールスポイント

- 内航船舶への就職に求められる六級海技士免状(航海・機関)の取得には通常は2年以上の実務経験が必要です。本科では4.5ヶ月の訓練過程を修め、卒業後6ヶ月以上の実務経験を積み、身体検査に合格すれば六級海技士免状が取得できます。
- 4.5ヶ月のカリキュラムのうち、2.5ヶ月は本校で座学と実習を行い、2ヶ月は実際の内航船舶等に乗船して実習を行います。(機関科は工場実習も行います)

## ② 想定している受講生 (こんな方に受講してほしい)

- 海が好きで働いているが、今まで船員になるための教育を受けてない方
- 短期間で、海技士資格を取得し、船員として就職を目指し、協調性と向上心のある方
- 海洋環境にやさしい大量輸送手段である船舶で、環境保全に貢献したい方
- 船長や機関長を目指し、目標に向かって努力することのできる方

## ③ 就職先で想定している知識・技能(スキル)

- 船舶育成に関する法令・基準に従い、船員として必要な基礎的な知識、技能を指導していきます。
- 船員としての心得・認識・価値観が持てるよう、特色のあるカリキュラム編成を行います。
- 海運業界の動向や船舶の運航形態など最新情報を提供し、業界に必要な人材の養成に努めます。
- 社船実習では、個々のレベルや特性を考慮し、シーマンシップが育めるように展開していきます。

## ④ 就職支援の内容

1. 職業相談の実施
2. 履歴書作成指導
3. 面接にあたっての指導
4. 求人情報の提供
5. 各種就職説明会の案内
6. 船員職業紹介事業所(学内)の就職支援

## ⑤ 受講支援の内容

1. 船員の「公共職業訓練制度」が利用できる。(受給資格条件あり)
2. 教育訓練給付制度(厚生労働省)指定講座(給付に条件あり)  
※詳細は、最寄のハローワークにご相談下さい。

## ⑥ 受講に必要な費用

1. 受講料 航海コース(415,000円) 機関コース(417,560円)  
(資格取得費・教本/教材費・保険料含む)
2. 作業服・帽子等の作業用品 航海コース:21,100円(安全靴含む)  
機関コース:9,300円
3. 社船の費用 実習船における実習期間中の宿泊費・寝具等の負担はないが、食費(1日あたり3食1,300円程度)は訓練生負担
4. 社船のための交通費 実習船の停泊している乗船地までの交通費及び下船地よりの交通費は訓練生負担
5. 宿泊費
6. その他 オプション資格取得等  
※詳細は、募集要項をご参照ください。

## ⑦ 訓練の内容

科目	六級海技士(航海)の科目の内容	時間	科目	六級海技士(機関)の科目の内容	時間			
学科	航海学Ⅰ	国内航海における航海術(航海計器・航路標識等)	35	学科	機関Ⅰ	出力装置・プロペラ装置	122.5	
	航海学Ⅱ	国内航海における総合航海術(航海計画・地文及び電波航法等)	35		機関Ⅱ	補機・電気/電子工学・自動制御の概要と計測器・甲板機械	157.5	
	運用学Ⅰ	船舶の構造・設備・貨物の積み付け・船の安定(復元性)	50		実技・実習	執務一般	当直及び保安救急・船舶による環境汚染防止・損傷制御	70
	運用学Ⅱ	操船・海象及び気象・非常時の措置(衝突・乗揚げ・火災・救助・救援)	55			就職指導	電気設備・船内作業の安全・海事法令及び国際条約	5
	海事法規(安全・衛生)	海上交通法規・海事関係法規(海洋汚染防止・船舶安全法)	67					
就職指導	船員法に定める船内生活及び船内作業における安全・衛生	3						
	履歴書の書き方・面接対応	5						
実技	航海実技Ⅰ	(1)航海術(航海計器・航海標識・水路図誌・潮汐及び海流)の演習	25	機関実技Ⅰ	ディーゼル機関整備	38.5		
	航海実技Ⅱ	(2)速力計算・自差測定・陸標及び航海計器による船位測定の実習	25	機関実習Ⅱ	補機整備(操舵・ポンプ・工具・船内工作機等)	31.5		
		(1)総合航海術(備瀬瀬戸・来島海峡・航海計画及び航海)の実習	25	機関実習Ⅲ	自動制御・計測装置の取扱			
	運用実技Ⅰ	(2)海事法規の応用実習・航海当直及び停泊当直等の実習	25	機関実習Ⅳ	船内応急工作		245	
	運用実技Ⅱ	(1)船舶の構造・設備・船の安定(復元性)実務確認	20	工場実習	造船所で実務を習得			
	乗船実習	(2)操船の実習・気象海象の演習	20	乗船実習	実際の内航船舶に乗船し、実務を習得			
		安全衛生・非常時の措置(救急法・AED・水上安全法等)の実習	35					
計	(1)海技教育機構の練習船で訓練 (2)実際の内航船舶に乗船し、実務を習得	245	計		670時間			
計		670時間			670時間			

## ⑧ 就職の実績

この養成科の船員職への就職率 **95.7%** (平成29年3月末までの各回平均実績)

訓練実施 施設名 一般財団法人 尾道海技学院  
尾道海技中学校  
所在地 〒722-0025  
広島県尾道市栗原東二丁目18-43

TEL・FAX TEL.0848-37-8111 FAX.0848-37-8110  
ホームページ <http://www.marine-techno.or.jp>  
E-mail [onomichi@marine-techno.or.jp](mailto:onomichi@marine-techno.or.jp)



**内燃機関六級海技士(機関) 第一種養成施設  
入 学 申 請 書**

私は、貴学院が実施する内燃機関六級海技士(機関) 第一種養成施設の課程を受講したいので、下記のとおり入学を申し込みます。

平成30年 月 日

一般財団法人 尾道海技学院  
尾道海技大学校 校長 殿

申込者氏名 印

ふりがな				性	男	生年	昭和	年	月	日	
入学者名				別	女	月日	平成				
現住所	〒 -						本籍の都道府県名	都道府県			
電話	自宅				(携帯等)						
入学希望の日	平成 30 年 4 月 3 日										

最終 学歴		学 校 名				卒業(中退)の年月日						
	普通教育					昭和 平成	年	月	日	卒業 中退		
	船員教育					昭和 平成	年	月	日	卒業 中退		
履 歴 書	現職 離職 (受講時の状態を○で囲んでください)											
	現職者 記入欄	会社名					職名					
		会社住所	〒 -				電話 ( ) -					
	離職者 記入欄	(直前の) 会社名					電話 ( ) -					
所有海技資格等												
	海技資格等の種類		免許年月日				免許番号					
	級海技士(機関)		昭和 平成	年	月	日	第	号				
	級海技士( )		昭和 平成	年	月	日	第	号				
	級小型船舶操縦士		昭和 平成	年	月	日	第	号				
	特殊小型船舶操縦士		平成	年	月	日	第	号				

この申請書に記載された内容は、本講習以外の目的には使用しません。





## 六級海技士(航海) 第一種養成施設 入学申請書

私は、貴学院が実施する六級海技士(航海) 第一種養成施設の課程を受講したいので下記のとおり入学を申し込みます。

平成30年 月 日

一般財団法人 尾道海技学院  
尾道海技大学校 校長 殿

申込者氏名 印

ふりがな				性	男	生年	昭和	年	月	日	
入学者名				別	女	月日	平成				
現住所	〒 -						本籍の都道府県名	都道府県			
電話	自宅				(携帯等)						
入学希望の日	平成 30 年 7 月 13 日										

履歴書	最終学歴	学 校 名				卒業(中退)の年月日					
		普通教育				昭和	年	月	日	卒業	
		船員教育				平成	年	月	日	中退	
	現職		離職		(受講時の状態を○で囲んでください)						
	現職者記入欄	会社名				職名					
		会社住所	〒 -			電話 ( ) -					
	離職者記入欄	(直前の)会社名				電話 ( ) -					
	所 有 海 技 資 格 等										
	海技資格等の種類			免許年月日				免許番号			
	級海技士(航海)			昭和	年	月	日	第	号		
級海技士(機関)			昭和	年	月	日	第	号			
級小型船舶操縦士			昭和	年	月	日	第	号			
特殊小型船舶操縦士			平成	年	月	日	第	号			

この申請書に記載された内容は、本講習以外の目的には使用しません。

## 健康状態表

ふりがな 氏名		生年月日	S・H	年	月	日生
		性別	男 ・ 女			
学校・回	尾道海技大学校	六級海技士(航海・機関)短期養成科 第 回				
連絡先	〒 住所  電話番号					


- ▶ この頁は本人が記入すること。また、※印は該当する方に○を記し、“あり”の場合は詳細を記入すること。
- ▶ 健康状態に関する申告は、ご自身が実習訓練を円滑に実施するために重要なものであり、不利益になるものではありません。漏れの無いよう記載をお願いします。

1. 気管支喘息及びアレルギー疾患 (アトピー性皮膚炎・食物アレルギー・アレルギー性鼻炎・薬アレルギー等)				
※ あり ・ なし		“なし”の場合でも、宗教上の理由等で食せない食材がある場合は、アレルギー欄に詳細を記入すること。		
病名等	時期	アレルギー	発症時の症状及び現在の状況	使用薬品名及び用法
[例] 気管支喘息	10歳から	運動誘発性	過激な運動をすると発作がおこる	吸入薬○○○ 発作時

2. 上記1.以外の過去にかかった病気又は通院歴、治療歴 (現在治療中のものも含む)				
※ あり ・ なし		- 眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・心療内科等を含む -		
病名等	時期	治療内容 (入院、手術、服薬など)	現在の状況 (完治、服薬中、経過観察中等)	使用薬品名及び用法
[例] 腰痛	〇年〇月から	過去に通院 痛み時に外用薬	経過観察中 長時間座ると痛くなる	○○○(〇mg) , 食後

3. その他、現在の自覚症状や気になる症状

検査年月日	
血液型 (ABO式/Rh式)	
身長 (cm)	
体重 (kg)	
腹囲 (cm)	
血圧 (mmHg)	
視力 右/左 (矯正視力)	
聴力 右/左	
握力 右/左 (kg)	
肺活量 (ml)	
色覚	
四肢運動「身体検査 合格標準表」6. に 係る検査	

胸部 X 線 検査	所見	〈直接/間接〉 
	尿 検査	蛋白 糖 *
	* その他	
	現症及び 注意事項等 医師所見	
	担当医師印	

注) 1. 「身体検査合格標準表」に基づき、医師が必要と認めた諸検査等を実施し、必要に応じ診断書を添付する。

2. \*印の欄は、医師が必要と認めた検査又は、特に指定した検査の結果を記入する。

「身体検査合格標準表」 (船員法施行規則 第55条 第2号表)

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

- 船員法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者  
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
- 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者  
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
- 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者  
(1) 視力 (万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。) 航海科は両眼共に0.5号、機関科は両眼で0.4号を明視しうること。  
(2) 聴力 両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。  
(3) 握力 男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。
- 色覚に異常を有する者
- 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
- 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者